

厚生発1018第2号
令和5年10月18日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第290号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 残留基準値関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬アミスルブロム、農薬アメトクトラジン、動物用医薬品及び飼料添加物アンプロリウム、農薬グルホシネート、動物用医薬品ジクロキサシリン、農薬シメコナゾール、動物用医薬品セフロキシム、農薬フルピラジフロム、農薬フルミオキサジン、農薬メタアルデヒド並びに農薬メフェントリフルコナゾール

2 その他所要関係

カカオ豆の試験を行う場合の分析部位の記載を改正したこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
アミスルブロム	さといも類（やつがしらを含む。）、こんにゃくいも及びその他のなす科野菜
アメトクトラジン	しいたけ及びその他のきのこ類
グルホシネート	小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、ねぎ（リーキを含む。）、にら、その他のゆり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、いちご、ブラックベリー、クランベリー、キウイ、キウイ（果皮を含む。）、ひまわりの種子、なたね、くり及びひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）
シメコナゾール	とうもろこし、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
フルピラジフロン	だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィ、にんじん、パースニップ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）及びほうれんそう
フルミオキサジン	みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし及びぶどう
メタアルデヒド	はくさい、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
メフェントリフルコナゾール	かき

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、アンプロリウム、ジクロキサシリン及びセフロキシムは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「アミスルブロム」の規制対象は、農産物にあってはアミスルブロムのみとし、畜産物にあってはアミスルブロム及び代謝物D【3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチル-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-3-イルスルホニル)インドール】とすること。ただし、代謝物Dはアミスルブロムの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、アミスルブロムであること。
- (3)―① 今回残留基準値を設定する「アメトクトラジン」の規制対象は、農産物にあってはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあってはアメトクトラジン、代謝物B【4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-*a*]ピリミジン-6-イル)ブタン酸】及び代謝物G【6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-*a*]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸】とすること。ただし代謝物B及び代謝物Gはアメトクトラジンの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3)―② 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているアメトクトラジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「アンプロリウム」の規制対象は、アンプロリウムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5)―① 今回残留基準値を設定する「グルホシネート」の規制対象は、グルホシネート（D体及びL体）（代謝物Z【*N*-アセチル-グルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】とすること。ただし、代謝物Bはグルホシネート（D体及びL体）の濃度に換算するこ

と。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。）にあつてはグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び*N*-アセチルグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。）及び畜産物にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいうこと。なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれること。

(5)―② 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているグルホシネートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。ただし、ひまわり油の原材料である「ひまわりの種子」に設定されている残留基準値も削除されることから、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」には経過措置期間（告示の日から起算して1年を経過した日から適用）を設定すること。

(5)―③ 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているグルホシネートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。

(6) 今回残留基準値を設定する「ジクロキサシリン」の規制対象は、ジクロキサシリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(7) 今回残留基準値を設定する「シメコナゾール」の規制対象は、シメコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (8) 今回残留基準値を設定する「セフロキシム」の規制対象は、セフロキシムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9)―① 今回残留基準値を設定する「フルピラジフロン」の規制対象は、農産物にあつてはフルピラジフロンのみとし、畜産物にあつてはフルピラジフロン及び代謝物 M33【ジフルオロ酢酸】とすること。ただし、代謝物 M33 はフルピラジフロンの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、フルピラジフロンであること。
- (9)―② 今回残留基準値を設定する「カカオ豆」の分析部位は、豆（外皮を含む。）とすること。
- (9)―③ 加工食品である「すもも（乾燥させたもの）」については、国際基準が設定されており、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えることから、基準値を設定することとすること。
- (10) 今回残留基準値を設定する「フルミオキサジン」の規制対象は、フルミオキサジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回残留基準値を設定する「メタアルデヒド」の規制対象は、メタアルデヒドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12) 今回残留基準値を設定する「メフェントリフルコナゾール」の規制対象は、メフェントリフルコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬メフェントリフルコナゾールに係る新規農薬登録並びに農薬アミスルブロム、農薬アメトクトラジン、農薬グルホシネート、農薬シメコナゾール、農薬フルミオキサジン及び農薬メタアルデヒドに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）が適

用されること。

別紙

農薬アミスルブロム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.01	0.05
こんにゃくいも	● 0.01	0.05
てんさい	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	30	30
はくさい	10	10
キャベツ	3	3
ケール	20	20
こまつな	15	15
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	● 4	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1	1
ほうれんそう	○ 50	30
しょうが	2	2
えだまめ	10	10
みかん（外果皮を含む。）	3	3
なつみかんの果実全体	2	2

農薬アミスルブロム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
いちご	0.05	0.05
ぶどう	5	5
その他の果実	1	1
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	20	20
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.4	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	○ 0.4	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	
乳	0.01	
はちみつ	0.05	0.05

農薬アメトクトラジン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.4	0.4
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05

農薬アメトクトラジン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50	50
かぶ類の葉	50	50
クレソン	50	50
はくさい	50	50
キャベツ	○ 20	9
芽キャベツ	9	9
ケール	50	50
こまつな	50	50
きょうな	50	50
チンゲンサイ	50	50
カリフラワー	9	9
ブロッコリー	9	9
その他のあぶらな科野菜	50	50
チコリ	50	50
エンダイブ	50	50
しゅんぎく	50	50
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 60	50
その他のきく科野菜	50	50
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	20	20
にんにく	2	2
にら	20	20
その他のゆり科野菜	20	20
パセリ	40	40
セロリ	40	40
その他のせり科野菜	40	40
トマト	5	5
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	50	50
きゅうり（ガーキンを含む。）	3	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3	3
しろうり	3	3
すいか（果皮を含む。）	3	3
メロン類果実（果皮を含む。）	3	3
まくわうり（果皮を含む。）	3	3

農薬アメトクトラジン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のうり科野菜	50	50
ほうれんそう	50	50
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
しいたけ	●	2
その他のきのこ類	●	2
その他の野菜	50	50
ぶどう	○ 40	25
その他の果実	2	2
ホップ	100	100
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）		0.05
その他のスパイス	0.05	
その他のハーブ	○ 50	40
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
はちみつ	0.05	0.05

動物用医薬品及び飼料添加物アンプロリウム（合成抗菌剤／抗原虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	2	2
牛の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.5	0.5

動物用医薬品及び飼料添加物アンプロリウム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.5	0.5
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	1	1
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	1	1
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	1	1
鶏の卵	5	5
その他の家きんの卵	5	5

農薬グルホシネート（除草剤／植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.3	0.3
小麦	0.2	0.2
大麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.1	0.1
そば	0.3	0.3
大豆	2	2
小豆類	● 0.3	2
えんどう	● 0.3	3
そら豆	● 0.3	2
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	● 0.3	3
ばれいしょ	● 0.1	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.3	0.2
かんしょ	0.1	0.1
やまいも（長いものをいう。）	0.2	0.2
こんにやくいも	0.2	0.2
てんさい	2	2
さとうきび	○ 0.03	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3	0.3
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	0.1	0.1

農薬グルホシネート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
クレソン	0.3	0.3
はくさい	● 0.1	0.2
キャベツ	● 0.1	0.2
ブロッコリー	● 0.1	0.2
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.4	0.4
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.1	0.2
にんにく	0.3	0.3
にら	● 0.1	0.2
アスパラガス	0.4	0.4
その他のゆり科野菜	● 0.05	0.1
にんじん	0.1	0.1
パセリ	0.7	0.7
セロリ	0.2	0.2
みつば	0.2	0.2
その他のせり科野菜	0.3	0.3
トマト	● 0.1	0.2
ピーマン	● 0.1	0.2
なす	● 0.1	0.2
その他のなす科野菜	● 0.1	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.1	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.3	0.3
その他のうり科野菜	● 0.1	0.2
ほうれんそう	0.1	0.1
たけのこ	0.2	0.2
オクラ	0.1	0.1
しょうが	0.3	0.3
未成熟えんどう	● 0.1	0.2
未成熟いんげん	0.05	0.05
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	0.3	0.3
みかん	● /	0.2
みかん（外果皮を含む。）	● 0.2	/

農薬グルホシネート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
なつみかんの果実全体	0.2	0.2
レモン	0.2	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.2
ライム	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2
りんご	● 0.1	0.2
日本なし	● 0.1	0.2
西洋なし	0.1	0.1
マルメロ	0.1	0.1
びわ	● /	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.1	/
もも	● /	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.2	/
ネクタリン	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.2	0.3
すもも（プルーンを含む。）	● 0.2	0.3
うめ	● 0.2	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.3	0.3
いちご	● 0.3	0.5
ラズベリー	0.1	0.1
ブラックベリー	● 0.01	0.1
ブルーベリー	0.1	0.1
クランベリー	● 0.01	0.1
ハuckleベリー	0.1	0.1
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.1	0.1
バナナ	0.2	0.2
キウイ	● /	0.2
キウイ（果皮を含む。）	● 0.6	/
パパイヤ	0.1	0.1
アボカド	0.1	0.1
パイナップル	0.1	0.1
グアバ	0.1	0.1
マンゴー	0.1	0.1
パッションフルーツ	0.1	0.1
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実	0.2	0.2

農薬グルホシネート（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
ひまわりの種子	●	5
ごまの種子	○ 0.1	
綿実	5	5
なたね	● 2	5
ぎんなん	0.1	0.1
くり	● 0.1	0.2
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	0.3	0.3
コーヒー豆	0.1	0.1
ホップ	0.2	0.2
その他のスパイス	0.5	0.5
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.05
牛の脂肪	0.4	0.4
豚の脂肪	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4
牛の肝臓	6	6
豚の肝臓	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	6
牛の腎臓	○ 6	4
豚の腎臓	○ 6	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 6	4
牛の食用部分	6	6
豚の食用部分	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	6
乳	○ 0.2	0.02
鶏の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.2	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.05
鶏の肝臓	○ 0.6	0.1
その他の家きんの肝臓	○ 0.6	0.1

農薬グルホシネート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の腎臓	○ 0.6	0.5
その他の家きんの腎臓	○ 0.6	0.5
鶏の食用部分	○ 0.6	0.1
その他の家きんの食用部分	○ 0.6	0.1
鶏の卵	○ 0.2	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.2	0.05
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	●	0.05
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.05

動物用医薬品ジクロキサシリン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.3	0.3
その他の家きんの筋肉	0.3	0.3
鶏の脂肪	0.3	0.3
その他の家きんの脂肪	0.3	0.3

動物用医薬品ジクロキサシリン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3	0.3
鶏の腎臓	0.3	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3	0.3
鶏の食用部分	0.3	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3	0.3
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.3	0.3
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.3	0.3
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.3	0.3
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.3	0.3
魚介類（貝類に限る。）	0.3	0.3
魚介類（甲殻類に限る。）	0.3	0.3
その他の魚介類	0.3	0.3

農薬シメコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.2	0.1
とうもろこし	● 0.01	0.05
大豆	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.05
ごぼう	0.3	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.7	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.09	0.2
にんにく	● 0.05	0.1
にら	0.1	0.1
トマト	0.2	0.2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.05	0.2
すいか	● /	0.1
すいか（果皮を含む。）	● 0.04	/
メロン類果実	● /	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.3	/
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	0.3	0.3

農薬シメコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
みかん	● /	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 0.2	/
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	● /	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	● 5	/
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	○ 0.3	0.2
かき	○ 0.3	0.2
茶	10	10
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	○ 50	30
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	0.01	

農薬シメコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.02	0.02

動物用医薬品セフロキシム（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.08	0.08
乳	0.02	0.02

農薬フルピラジフロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	3	3
大麦	3	3
ライ麦	3	3
とうもろこし	0.05	0.05
そば	3	3

農薬フルピラジフロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の穀類	3	3
大豆	2	2
小豆類	3	3
えんどう	3	3
そら豆	3	3
らっかせい	0.04	0.04
その他の豆類	3	3
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.7	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.7	0.05
こんにやくいも	○ 0.7	
その他のいも類	○ 0.7	0.05
てんさい	○ 0.7	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.7	0.9
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	40
かぶ類の根	● 0.7	0.9
かぶ類の葉	●	40
西洋わさび	● 0.7	0.9
はくさい	6	6
キャベツ	6	6
芽キャベツ	6	6
ケール	40	40
チンゲンサイ	●	40
カリフラワー	6	6
ブロッコリー	6	6
その他のあぶらな科野菜	● 0.7	40
ごぼう	● 0.7	0.9
サルシフィー	● 0.7	0.9
エンダイブ	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	○ 0.7	
たまねぎ	0.09	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
にんにく	0.09	0.09
にら	3	3
その他のゆり科野菜	0.01	
にんじん	● 0.7	0.9
パースニップ	● 0.7	0.9

農薬フルピラジフロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パセリ	30	30
セロリ	9	9
その他のせり科野菜	○ 0.7	
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	
すいか	● /	0.03
すいか（果皮を含む。）	● 0.4	/
メロン類果実	● /	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.4	/
まくわうり	● /	0.03
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.4	/
その他のうり科野菜	○ 0.7	0.4
ほうれんそう	●	30
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜	○ 0.7	
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 4	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	○ 4	3
りんご	○ 0.9	0.7
日本なし	○ 0.9	0.7
西洋なし	○ 0.9	0.7
マルメロ	○ 0.9	0.7
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.9	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	

農薬フルピラジフロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.4	
うめ	○ 2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	
いちご	2	2
ラズベリー	○ 6	
ブラックベリー	○ 6	
ブルーベリー	4	4
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	○ 6	
ぶどう	3	3
かき	○ 0.9	
バナナ	○ 0.6	
パパイヤ	○ 0.6	
アボカド	○ 0.6	
パイナップル	○ 0.3	
マンゴー	○ 0.6	
なつめやし	○ 8	
その他の果実	○ 5	3
ひまわりの種子	○ 0.7	
ごまの種子	○ 3	
べにばなの種子	○ 0.7	
綿実	0.8	0.8
なたね	○ 0.3	
その他のオイルシード	○ 0.7	
ぎんなん	0.02	0.02
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
コーヒー豆	2	2
カカオ豆	0.01	
ホップ	10	10
その他のスパイス	○ 0.3	
その他のハーブ	○ 0.7	
牛の筋肉	○ 2	0.3
豚の筋肉	○ 2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	0.3
牛の脂肪	○ 1	0.2
豚の脂肪	○ 1	0.01

農薬フルピラジフロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	0.2
牛の肝臓	○ 4	1
豚の肝臓	○ 4	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 4	1
牛の腎臓	○ 4	1
豚の腎臓	○ 4	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 4	1
牛の食用部分	○ 4	1
豚の食用部分	○ 4	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 4	1
乳	○ 0.7	0.2
鶏の筋肉	○ 0.8	
その他の家きんの筋肉	○ 0.8	
鶏の脂肪	○ 0.3	
その他の家きんの脂肪	○ 0.3	
鶏の肝臓	○ 1	
その他の家きんの肝臓	○ 1	
鶏の腎臓	○ 1	
その他の家きんの腎臓	○ 1	
鶏の食用部分	○ 1	
その他の家きんの食用部分	○ 1	
鶏の卵	○ 0.7	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.7	0.01
すもも（乾燥させたもの）	○ 3	

農薬フルミオキサジン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.4	0.4
とうもろこし	0.02	0.02
大豆	0.02	0.02
小豆類	0.07	0.07
えんどう	0.07	0.07
そら豆	0.07	0.07
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	0.07	0.07

農薬フルミオキサジン（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
さとうきび	0.2	0.2
キャベツ	○ 0.02	
アーティチョーク	○ 0.02	
たまねぎ	0.02	0.02
にんにく	0.02	0.02
アスパラガス	○ 0.02	
トマト	○ 0.02	
ピーマン	○ 0.02	
なす	○ 0.02	
その他のなす科野菜	○ 0.02	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.02	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.02	
しろうり	○ 0.02	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.02	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.02	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.02	
その他のうり科野菜	○ 0.02	
オクラ	○ 0.02	
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.05	
えだまめ	0.05	0.05
その他の野菜	○ 0.02	
みかん	● /	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 0.05	/
なつみかんの果実全体	● 0.05	0.1
レモン	● 0.05	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.05	0.1
グレープフルーツ	● 0.05	0.1
ライム	● 0.05	0.1
その他のかんきつ類果実	● 0.05	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ	0.02	0.02

農薬フルミオキサジン（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.02	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.02	
ネクタリン	0.02	0.02
あんず（アプリコットを含む。）	0.02	0.02
すもも（プルーンを含む。）	0.02	0.02
うめ	○ 0.02	
おうとう（チェリーを含む。）	0.02	0.02
いちご	0.07	0.07
ブルーベリー	0.02	0.02
クランベリー	0.02	0.02
ハックルベリー	0.02	0.02
その他のベリー類果実	0.02	0.02
ぶどう	● 0.05	0.1
かき	○ 0.02	
その他の果実	○ 0.02	
ひまわりの種子	○ 0.5	
綿実	0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.02	
ペカン	○ 0.02	
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	
その他のナッツ類	○ 0.02	
コーヒー豆	○ 0.05	
ホップ	0.05	0.05
その他のスパイス	0.1	0.1
その他のハーブ	○ 0.02	
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	

農薬フルミオキサジン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

農薬メタアルデヒド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	1	1
小麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2
はくさい	● 0.4	0.5
キャベツ	3	3
ケール	○ 0.8	
こまつな	○ 0.8	
きょうな	○ 0.8	
チンゲンサイ	○ 0.8	
その他のあぶらな科野菜	○ 0.8	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3	3
その他のきく科野菜	○ 1	
アスパラガス	○ 1	
セロリ	○ 0.6	
その他の野菜	1	1
みかん	● /	0.2

農薬メタアルデヒド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん（外果皮を含む。）	● 0.3	
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
いちご	0.7	0.7
なたね	0.2	0.2
その他のスパイス	0.7	0.7
その他のハーブ	○ 0.8	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.03	
その他の家きんの卵	○ 0.03	
魚介類	0.02	0.02

農薬メフェントリフルコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	4	4
ライ麦	4	4
とうもろこし	0.03	0.03
そば	4	4
その他の穀類	4	4
大豆	0.4	0.4
小豆類	2	2
えんどう	0.2	0.2

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04	0.04
その他のいも類	0.04	0.04
てんさい	0.6	0.6
さとうきび	○ 2	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.7	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 20	
かぶ類の根	○ 0.7	
かぶ類の葉	○ 20	
西洋わさび	○ 0.7	
クレソン	○ 30	
その他のあぶらな科野菜	○ 30	
ごぼう	○ 0.7	
サルシフィー	○ 0.7	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 30	
しゅんぎく	○ 30	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	
その他のきく科野菜	○ 30	
たまねぎ	○ 0.2	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 4	
にんにく	○ 0.2	
にら	○ 4	
わけぎ	○ 4	
その他のゆり科野菜	○ 4	
にんじん	○ 0.7	
パースニップ	○ 0.7	
パセリ	○ 30	
その他のせり科野菜	○ 30	
トマト	○ 0.9	
ピーマン	○ 0.9	
なす	○ 0.9	
その他のなす科野菜	○ 0.9	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.2	

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.2	
しろうり	○ 0.5	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.5	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.5	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
その他のうり科野菜	○ 0.2	0.04
ほうれんそう	○ 30	
オクラ	○ 0.9	
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	○ 30	1
みかん（外果皮を含む。）	0.6	0.6
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	2	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	2
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	4	4
いちご	○ 2	
ラズベリー	○ 3	
ブラックベリー	○ 3	
ブルーベリー	○ 5	
クランベリー	○ 5	
ハックルベリー	○ 5	
その他のベリー類果実	○ 5	2
ぶどう	○ 3	2

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かき	●	2
バナナ	○ 2	
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	2	2
ひまわりの種子	○ 0.2	
ごまの種子	1	1
べにばなの種子	○ 0.2	
綿実	○ 0.2	
なたね	1	1
その他のオイルシード	1	1
くり	0.06	0.06
ペカン	0.06	0.06
アーモンド	0.06	0.06
くるみ	0.06	0.06
その他のナッツ類	0.06	0.06
コーヒー豆	○ 0.4	
その他のスパイス	1	1
その他のハーブ	○ 30	1
牛の筋肉	○ 0.2	0.03
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.03
牛の脂肪	○ 1	0.2
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	0.2
牛の肝臓	○ 2	0.3
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	0.3
牛の腎臓	○ 2	0.3
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	0.3
牛の食用部分	○ 2	0.3
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	0.3
乳	○ 0.2	0.03
鶏の筋肉	○ 0.02	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.01
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の肝臓	○ 0.02	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.01
鶏の腎臓	○ 0.02	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.01
鶏の食用部分	○ 0.02	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05

脚注

※○：令和5年10月18日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年10月18日適用（基準値を引き下げる品目等）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、アンプロリウム、ジクロキサシリン及びセフロキシムは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。